

＜コーチ資格保持者が不在となった場合の対応＞

公共交通機関の遅れや自然災害、急病など、不測の事態によりコーチ資格保持者が試合開始時間に間に合わない旨連絡を受けた場合や、緊急事態が発生したためコーチ資格保持者と連絡が取れないと推測される場合、コーチ資格保持者が不在であっても大会主催者の判断で試合を開始することができる。

何れの場合も、コーチ資格保持者が試合開始時に不在となったチームの代表者は、速やかにその理由を証明する書類を大会主催者まで提出しなければならない。

上記書類を審査し、コーチ資格保持者が不在となった理由が緊急かつやむを得ないものであると認められる場合に限り、大会主催者は試合の成立を認めることができる。

尚、上記の案件が発生した場合、大会主催者は日本バスケットボール協会(強化・育成部)に報告を行うこととする。

●解釈及び運用の指針

- ・ 試合中、急病等によりコーチ資格保持者が不在となった場合も、上記に準ずることとする。
尚、この場合に限り、大会主催者の判断で不在証明の提出を省略することができる。
- ・ 主たる移動手段や通信事情など地域によって事情が異なるので、大会主催者は「やむを得ない事情」とする範囲を独自に決定することができる。但し、何れの場合も、緊急かつ不測の場合に限るものとする。
- ・ 不在証明の提出は、大会運営に支障のないよう速やかに行われなければならない。
- ・ 大会主催者は試合の開始や成立を「認めることができる」のであり、認めなければならないということではない。コーチが不在となった理由が緊急かつ不測の事態によるものではないことが明らかな場合、大会主催者は試合を没収する。また、不在証明提出の遅延等、大会運営に支障をきたす事態が生じた場合、大会主催者は試合の成立を認めなくてよい。
- ・ 大会主催者から日本バスケットボール協会への連絡は、全国大会やブロック大会など、複数の都道府県にかかる大会については大会終了後 10 日以内に、また、都道府県単位の大会については、各都道府県のバスケットボール協会を通じて各四半期の翌月 10 日迄に報告を行うこととする。

※ 上記に準じない緊急的な状況においては、大会主催団体（協会・各種）の専務理事（理事長）が決定するものとする。